

厚真町公式キャラクター使用に関するマニュアル

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、厚真町（以下「町」という。）のイメージアップ並びに観光資源や特産品の宣伝普及を目的に、町公式キャラクター（以下「町キャラ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン及び名称)

第2条 町キャラの基本デザイン及び名称は別表第1のとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 町キャラは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、使用できるものとする。

- (1) 町又は町教育委員会が行政サービスの提供を行うとき
- (2) 一般社団法人厚真町観光協会が町キャラグッズの製造を行うとき
- (3) 町が後援している任意団体イベントの告知物等に使用するとき
- (4) 本マニュアルに基づく使用許可を与えられた者
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (6) そのほか、町長が特に必要と認めたとき

(使用申請)

第4条 本マニュアル第3条4号の規定により、町デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号に掲げる書類を全て町長に提出しなければならない。

- (1) 町キャラデザイン使用申請書（様式第1号）
- (2) デザイン使用イメージ（任意様式）
- (3) そのほか、町長が特に必要と認める書類

(使用許可審査)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を次の各号の規定を全て満たしているか審査するものとする。

- (1) 使用目的が、本マニュアル第3条の使用範囲を遵守している
- (2) 町キャラ又は町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがない
- (3) 町キャラのデザイン使用によって、誤認又は混同を生むことがない

- (4) 町キャラのデザインを著しく変更又は改変していない
 - (5) 町キャラのデザインと文字両方の使用をしている
 - (6) 法令又は公序良俗に反する、又は反する恐れがない。
 - (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与える恐れがない。
 - (8) 第三者の利害を害する、又は害する恐れがない
- 2 前項の規定を満たしている場合、申請者に対し、町キャラデザイン使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、希望者に対しては、基本デザインの画像データを提供するものとする。
- 3 本条第1項の審査の結果、画像使用が不相当である場合、町キャラデザイン使用非承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用承認期間）

第6条 使用承認期間は、第4条の申請があった年度の3月31日までとする。ただし、第5条の規定により使用承認を受けた申請者（以下「承認を受けた者」という。）と町長のどちらか一方の当事者からの延長しない旨の申出がない限り、本承認期間は自動的に1年間延長するものとする。

（使用料）

第7条 使用料については、商品化目的及び画像使用を問わず無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 承認を受けた者は、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること
- (2) 町キャラデザインを使用し作成した成果物又は成果物の写真等を、町に提出するものとする。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと

（承認内容の変更等）

第9条 承認を受けた者が承認された内容について変更しようとするときは、別のデザインに変更となったものとして、第4条の規定により、再度申請をしなければならない。

（承認の取消）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この規定に違反したとき、又は違反することが判明したとき
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき
- 2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、町キャラデザイン使用取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 承認の取消を受けた者は、承認の取消の日から、町キャラデザインを使用することはできない。

(経費等の負担)

第11条 町は、この規定による使用申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 町は、町キャラのデザインの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

3 承認を受けた者は、町キャラのデザインの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えたときは、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 町は、町キャラデザインの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公開することができる。


(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、町キャラのデザイン使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規定は、令和5年9月12日から適用する。

別表第1（第2条関係）

| 基本デザイン | 名称 |
|---|--------|
|  | あつまるくん |